

令和 5 年 度 第 3 回

大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案

議 第 2 9 2 号 大阪都市計画防火地域及び準防火地域
の変更について

令和 6 年 3 月 2 5 日

(議 第 2 9 2 号)
大 計 第 5 9 8 号
令 和 6 年 3 月 8 日

大阪市都市計画審議会

会長 橋 爪 紳 也 様

大阪市長 横 山 英 幸

大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（付議）

標題について、別紙案のとおり変更したいので、都市計画法
第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定
により付議します。

(案)

大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 2,326 ha	
準 防 火 地 域	約 15,944 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市基盤の整備状況や土地利用状況等を踏まえて、合理的な土地利用と良好な市街地環境の形成を図りつつ、都市の不燃化促進に適切に対応するため、一部用途地
域の変更と併せて、本案のとおり、防火地域及び準防火地域を変更しようとするものである。

(参 考)

1. 変更内容

「防火地域」の面積を約 2,320ha から約 2,326ha に変更するとともに、「準防火地域」の面積を約 15,950ha から約 15,944ha に変更する。

2. 変更に係る土地の区域

①大阪駅北 3 号線沿道地区

大阪市 北区 大深町、中津 5 丁目、大淀南 1 丁目 地内

福島区 福島 6 丁目 地内

②桜島東野田線沿道地区

大阪市 此花区 朝日 1 丁目、朝日 2 丁目 地内

③JR 難波駅周辺地区

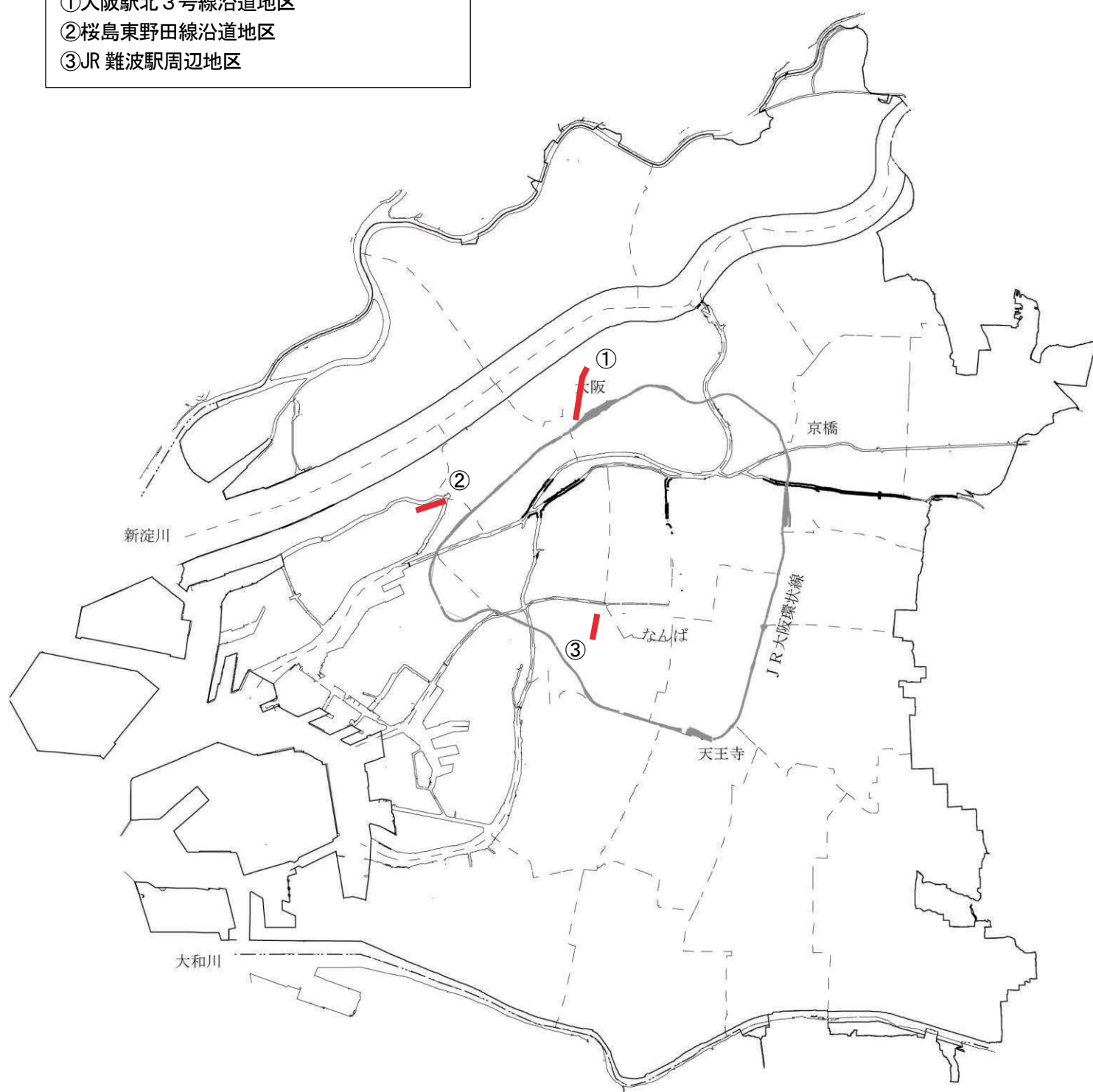
大阪市 浪速区 桜川 1 丁目、稲荷 1 丁目 地内

位置図



防火地域及び準防火地域を変更する区域

- ①大阪駅北3号線沿道地区
- ②桜島東野田線沿道地区
- ③JR 難波駅周辺地区

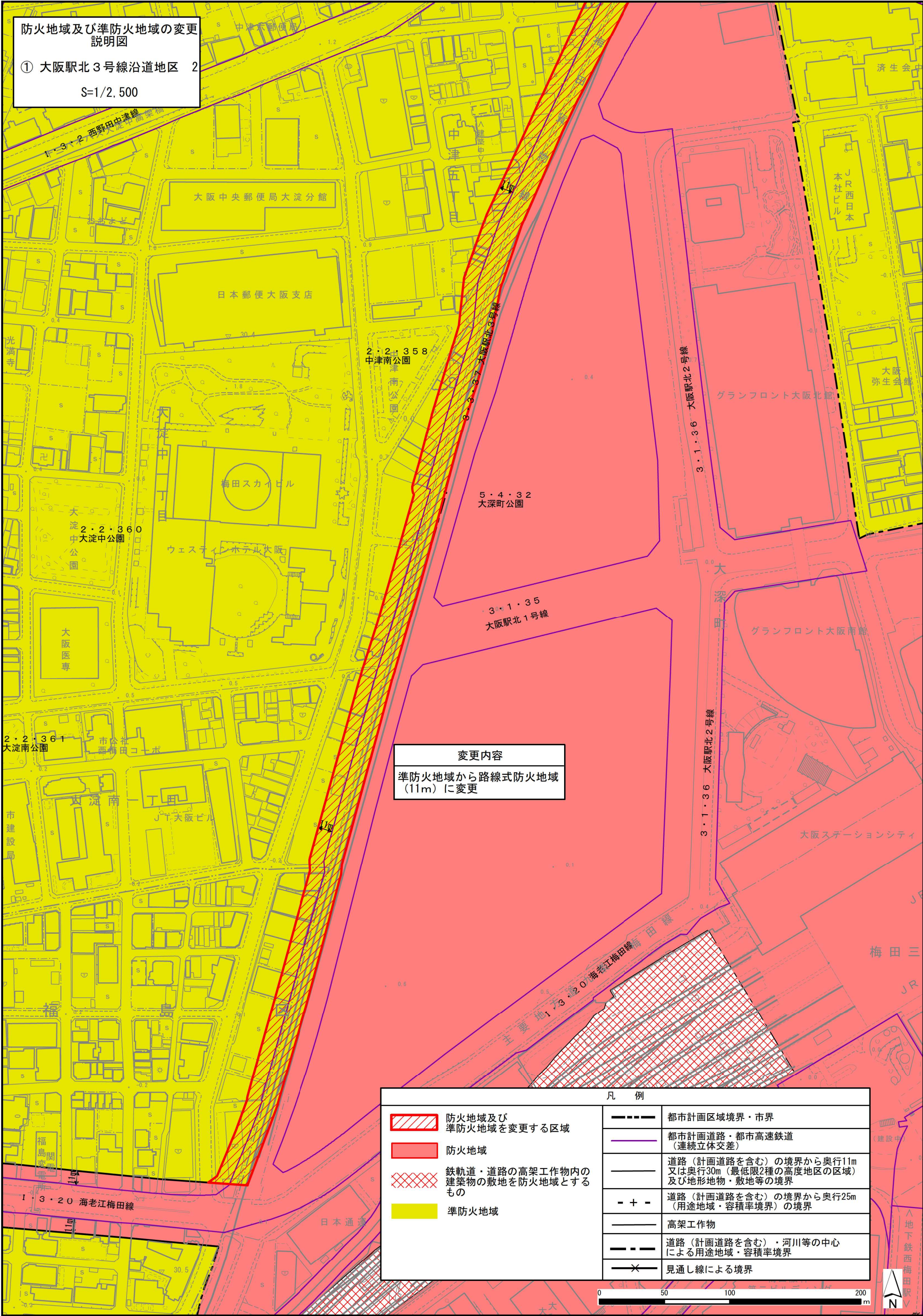


$S=1/2, 500$

凡 例

	防火地域及び 準防火地域を変更する区域		都市計画区域境界・市界
	防火地域		都市計画道路・都市高速鉄道 (連続立体交差)
	鉄軌道・道路の高架工作物内の 建築物の敷地を防火地域とする もの		道路(計画道路を含む)の境界から奥行11m 又は奥行30m(最低限2種の高度地区の区域) 及び地形地物・敷地等の境界
	準防火地域		道路(計画道路を含む)の境界から奥行25m (用途地域・容積率境界)の境界
			高架工作物
			道路(計画道路を含む)・河川等の中心 による用途地域・容積率境界
			見通し線による境界





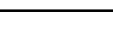
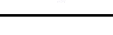
防火地域及び準防火地域の変更
説明図

② 桜島東野田線沿道地区

S=1/2,500

変更内容

準防火地域から路線式防火地域
(11m)に変更

凡 例	
	防火地域及び準防火地域を変更する区域
	防火地域
	鉄軌道・道路の高架工作物内の建築物の敷地を防火地域とするもの
	準防火地域
	都市計画区域境界・市界
	都市計画道路・都市高速鉄道（連続立体交差）
	道路（計画道路を含む）の境界から奥行11m又は奥行30m（最低限2種の高度地区の区域）及び地形地物・敷地等の境界
	道路（計画道路を含む）の境界から奥行25m（用途地域・容積率境界）の境界
	高架工作物
	道路（計画道路を含む）・河川等の中心による用途地域・容積率境界
	見通し線による境界



防火地域及び準防火地域の変更
説明図

③ JR難波駅周辺地区

S=1/2,500

変更内容

準防火地域から路線式防火地域
(11m)に変更

凡 例

- 防火地域及び準防火地域を変更する区域
- 防火地域
- 鉄軌道・道路の高架工作物内の建築物の敷地を防火地域とするもの
- 準防火地域

都市計画区域境界・市界	
都市計画道路・都市高速鉄道(連続立体交差)	
道路(計画道路を含む)の境界から奥行11m又は奥行30m(最低限2種の高度地区の区域)及び地形地物・敷地等の境界	
道路(計画道路を含む)の境界から奥行25m(用途地域・容積率境界)の境界	
高架工作物	
道路(計画道路を含む)・河川等の中心による用途地域・容積率境界	
見通し線による境界	

